第明三治十二五種年郵三便月物三十認一可日

平成２３年（フ）第３３号
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4201番地
破産者　坂井　宗徳
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第４３７号
鹿児島県鹿児島市西千石町７番15号
破産者　栗田　勝美
1　決定年月日　平成24年４月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６２号
北海道室蘭市中央町３丁目７番９―202号、開始決定時北海道室蘭市港南町２丁目22番６号
破産者　岩田　征雄
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
北海道紋別市元紋別163番地の２
破産者　品川　孝明
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５１９号
北海道旭川市東旭川北１条４丁目15番26号　グランデⅢ―301
破産者　山本　　寛
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第８号
北海道旭川市末広３条４丁目６番４号
破産者　山本　永子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４号
北海道旭川市神楽６条14丁目４番12号
破産者　前澤　健次
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３号
北海道標津郡中標津町東15条北５丁目８番地
破産者　土谷　俊行
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第６号
盛岡市三本柳22地割107－２　コーポ赤沼１－６、住民票上の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口60番地20
破産者　田口しづえ
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１０２６号
宮城県亘理郡亘理町字裏城戸198番地１　５号棟
破産者　藤村　　充
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１２２号
神奈川県厚木市妻田西３丁目24番20号　シャトー白根Ｅ―201、前住所神奈川県厚木市妻田南１丁目23番14―401号
破産者　天野八洲夫
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第４３１号
神奈川県秦野市渋沢２丁目15番46号　エルハイムＡ―101号
破産者　佐久間　健
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第８４８号
神奈川県愛甲郡愛川町半原1515番地の13、開始決定時の住所神奈川県愛甲郡愛川町半原1851番地の７
破産者　津村　正一
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５７号
山梨県都留市桂町612番地
破産者　関戸　一章
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第５８４号
静岡市清水区港町１丁目６番14号
破産者　木下　博樹
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６４６号
静岡市葵区千代２丁目12番23号
破産者　上田　陽子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２８号
静岡市清水区西高町14番10号　石田アパート１Ｆ
破産者　山崎　和志
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８２９号
静岡市清水区天王東４番13号　アネックス天王102号
破産者　山崎ゆり子
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８３２号
静岡市清水区旭町１番６号
破産者　坂本　朋繁
1　決定年月日　平成24年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部